

- 日本国憲法
- 教育関連法案
- 第2次福岡市教育振興計画



学校教育目標

やさしさとたくましさをもち
ともに学び未来を創り出す
子どもの育成

福岡スタンダード

「あいさつ・掃除」 「自学・とも学」 「チャレンジ・立志」

- ・確かな学力の向上
- ・相手を認め人権を守ろうとする心の育成
- ・学んできたことを活かした生徒指導の充実



経営の基本方針

- 子ども力の育成の為に活動の目的を明確にし、子ども力の育成に向けて行動できる学校組織の構築をめざす。
- 課題を見出し、自らその課題を解決する為に行動しようとする児童を育成する。
- 学校・家庭の連携を密にし、活動の支援を得ながら教育活動の充実を図る。

目指す学校像

- ・児童、教職員、保護者地域にとって安心できる学校

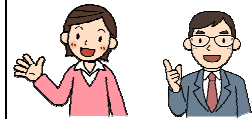


目指す児童像

- 自ら考え、自ら行動し、素直に気持ちを表現できる元気な子ども
- <知> 今からやるべきことを自分で考え、行動できる子ども
 - <徳> 素直に自分の気持ちを表現できる子ども
 - <体> 目的に応じて行動できる子ども

目指す教職員像

- ・目標達成のために考え、学び、実行できる教職員



学力向上部

子ども自身が考える場面を多く設定し、主体的に学べる子どもを育成する。

人権教育部

自分の気持ちを素直に表現し、自分の人権感覚を振り返ることができる子どもを育成する。

生徒指導部

これまでの経験を活かし、自分の生活をより良くしようとする子どもを育成する。

教科指導の充実を図り、めざす児童像の具現化を図る。

「教科指導の中で学力向上、人権教育、生徒指導の充実を図る。」

- 児童に任せる活動を仕組む。(主体的に学ぶ子どもの育成)
- 自分の意見を表出できる場面を設定する。(素直に気持ちを表現できる子どもの育成)
- 自らの生活を振り返り、経験したことを活かそうとする活動を仕組む。

「学力向上部、人権教育部、生徒指導部の活動を繋ぐ」



- 全ての活動において自ら考え、行動できる児童を育てる
「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子どもの育成」

清掃活動



休み時間



給食指導



特別活動 児童会活動 学校行事 クラブ活動

